（削る）

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～９　（略）

10　令和８年６月１日以降新規に指定を受けた指定共同生活援助事業所（別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所並びに都道府県知事が地域に特に必要であるとして指定する事業所であることが客観的に明らかであるものを除

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から10までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から10までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から10までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

⑺　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から10までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から10までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から10までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から10までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から10までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から10までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

⒀　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から10までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

⒁　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から10までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

第15　共同生活援助

１　共同生活援助サービス費（１日につき）

イ・ロ　（略）

注１～９　（略）

（新設）